平成２５年（フ）第１７６号
静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3139番地
債務者　諸澤　峰明
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和光　　学
4　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月28日午後３時45分
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４７３１号
東京都世田谷区玉堤１丁目20―19―504
債務者　原　　浩
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國政　直子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３４号
東京都多摩市鶴牧２丁目20番地の３クレインマンション101
債務者　吉本　政行
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３００号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内６丁目32番地１、前住所岐阜県羽島市小熊町島４丁目120番地ラ・ポーゼ・ロワイヤル205号室、住民票上の前住所岐阜県羽島市竹鼻町2941番地２
債務者　小塚　雄次
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯沼　敦朗
4　破産債権の届出期間　平成25年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２７号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目53番17号
債務者　中村　拓司
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和田洋二
4　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
新潟市東区山木戸５丁目２番24号　グランディオーズ２－Ｅ号、前住所新潟県村上市坂町1569番地17
債務者　佐藤千佳子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成25年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
広島市中区江波南１丁目５番６―101号
債務者　吉川　京子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　泰輔
4　破産債権の届出期間　平成25年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後３時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９号
和歌山県岩出市西国分401番地の７
債務者　馬場　　晃
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４８６号
埼玉県川口市柳崎５丁目19番53号
債務者　新井　賢司
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
和歌山県橋本市神野々1021番地の７
債務者　嘉田　　剛
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖本　易子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
香川県三豊市詫間町松崎1980番地８
債務者　大井しげみ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第７５３号
広島市西区井口台１丁目５番26―102号
債務者　滿岡　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９５号
広島市西区井口５丁目26番19号
債務者　中川　幸彦（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見之越常治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３２号
広島県廿日市市平良山手６番８―306号
債務者　山崎　友博
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　靖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
宮城県栗原市築館字下待井59番地97
債務者　氏家　誠司（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係